

日時 平成29年12月25日(月) 午後3時～

場所 大阪府庁本館第一委員会室

1. 府有資源についてのヒアリング

【都市整備部】府営公園における取組み

- ・ 府営公園の指定管理者は共同体が多いと思うが、どういった事業者で構成されているか。また、障がい者の法定雇用率を満たしていない事業者はどのような状況か。また、共同体の場合の法定雇用率はどのように判断しているのか。
 - 現状、府営公園の指定管理者はすべて JV（共同事業体）となっている。組成としては、造園業、ビルメンテナンス業、コンサルティング業、設計会社、スポーツメーカーなど。
法定雇用率未達成事業者については、代表法人が 1.84%である。法定雇用率については、代表法人の率を確認している。
- ・ 府営公園の運営目標を何に設定しているか。例えば来園者数は一つの KPI となりうると思うが、過去からの傾向や今後の目標について知りたい。また、指定管理者は営利事業を行っているのかを確認したい。一切の営利事業を禁止されると、行政からの委託料だけでは指定管理者の事業アイデアを実現できないのではないか。
 - 来園者数としては全公園で年間約 2000 万人。平成 18 年度に指定管理者制度を導入して以降、年間約 500 万人増加している。営利事業については、指定管理制度導入後しばらくは、公園のメンテナンス等に主眼がおかれていたが、現在では営利事業を実施していただき、その利益を公園管理に還元していただくこととしている。特に平成 28 年度以降の公募分については収益事業を公募条件の柱としている。
- ・ 指定管理者選定における障がい者雇用の評価ウェイトを教えてください。
 - 府の指定管理者評価においては、100 点満点中 5 点が行政の福祉化にかかる取組みの評価分で、うち障がい者の実雇用率が 1 点となっている。JV の場合はすべての事業者が雇用率を満たす必要がある。
- ・ 住民参加型のプログラムはどのくらい設定されているか。居場所づくりとしての可能性、イメージをどう展開しているのか。また、公園管理自体を住民参加型にし、ボランティアを活用するなど考えられるのではないか。
- ・ 総合評価入札は入口で評価する制度である一方、本来指定管理者制度は結果で評価されるべきもの。例えば花壇を活用した障がい者の職業訓練など、創意工夫をこらした取組みが可能。結果評価として、指定管理者のチャンピオンシップ制度を設けるなどし、協調的調達に向けた議論ができるのではないか。現在の指定管理者の取組みのデジタル化、見える化を行って、府民への PR を行うとともに、次回の契約において評価すべき。

- ・ 公園の福祉的活用をもっと考えるべき。キッチンカーや障がい者アートの場合など、さまざまなプログラムが市民の目に触れるインパクトのあるものとなる。営利事業を行っていいかがポイントになると思う。税金を投入し続けるのではなく、カフェの収益、地域通貨の活用など、自由な発想で持続可能な運営を行うべき。他自治体では、コミュニティビジネスの立ち上げに成功したら、市が地域通貨で 2% の利息を付す条件で、市民から資金 200 万円を募った事例もある。運営資金を住民から集めるのもおもしろい。
- ・ 現状の指定管理者制度の評価では、JV の中に小規模な NPO などが含まれている場合、その 1 事業者が法定雇用率を満たしていないので、評価点 1 点がもらえないという課題がある。また、公園をソーシャルファームと考え、障がい者と支援者のチームで働く方式を実施している公園もある。まずは清掃業務から始めて、花壇管理など次のステップへ進める。障がい者自身のモチベーションも上がる取組みだが、効果の数値化、見える化が図れないところが課題。

【住宅まちづくり部】府営住宅における取組み

- ・ 府営住宅で障がい者グループホームも運営できることになっていると思うが、その場合の利用条件は他の利用目的と同じか。また、申込みは個人で行うのか、事業者が行うのか。
- 障がい者グループホームの場合は空室活用の取組みを開始した平成 24 年より前、平成 10 年から利用を開始しており、条件が異なる。申込みについては事業者が申請する。
- ・ 福祉目的での利用について、無償にすればもっと利用が進むのではないか。財政基盤が脆弱な利用者にとっては賃料が障壁になっていると思う。
- 賃料の算定については府の公有財産規則に基づいており、賃料を減免する条件は厳格に運用されている。
- ・ 公営住宅は府営だけでなく市営住宅もあり、この他 UR などの公的住宅もあると思う。その中で府営住宅ならではの取組みを示せたらいいのではないか。そのためには、空室活用だけではなく、バリアフリーなど、地域の資源としてどのような対応を講じることができるのかを考え、安全・安心をキーワードに、公営住宅等のモデルとなってほしい。

2. 提言書（たたき台）について

【全体について】

- ・ 直近の取組みにとまらず、今後 20 年くらいを視野に入れた大きな哲学を盛り込みたい。全体の方向性としては「大阪の福祉化」ということだが、社会貢献都市・大阪をめざして、オール大阪で様々なプレイヤーが地域を暮らしやすいものにしていくということが福祉化。これまでの取組みは先進的なものであり、それをモデルとして広めていく、そのために多くの人に関わってもらう仕掛けとしてラウンドテーブル的なものを府で立ち上げてはどうか。その上で、市町村やもっと小さな日常生活圏域でそれぞれが取組みを発案する、そういう見取り図を描きたい。府がまず取り組むメッセージを発信して、民の公共的な力が発揮できるようにしてほしい。

- ・ 方面委員（民生委員）制度も 100 年をむかえ、行政の福祉化の取組みも 20 年になろうとしているタイミングで、大阪のオリジナリティ、誇りがかんじられる大きな概念を、導入部分に書き込むべき。また、高齢者について触れていない。今後高齢社会が進むので、言及してほしい。
- ・ いろんな論点盛り込まれている。ラウンドテーブルのように話し合いながら多くの人に理解を求める場が必要。プレイヤーを広げるとことは理解者を増やすということ。双方の意向、理解を深めながら、「大阪の福祉化」という共通認識を持つこと。民間の希望が常に議論され反映される仕組みが必要。
- ・ 「福祉化」という用語が一般府民や企業にどう受け止められるか、意図が伝わるか懸念がある。取組み内容としては、国が提唱している「我が事丸ごと」や、公助から共助へという内容であり、また企業の CSR から CSV への展開などが議論の軸に関わっている。提言の基本理念部分には、文章として書きこまれているが、それを端的に表す言葉としてどのような用語がふさわしいか、より多くの人々が「自分ごと」として関わるようなニュアンスを検討した方がよい。
- ・ 「福祉」という言葉は、マイナスを 0 にする、貧困状態を解消するという意味ではない。「福祉＝幸福」という意味であり、その時代・社会の中で最高の状態をつくることを指す。福祉という言葉に誤ったイメージが持たれていること自体「福祉の貧困化」として憂慮すべき事態であり、本来の意味での「福祉」を広げていくことができるかが課題。行政だけでは難しいと思うので、民間も含めてラウンドテーブルなど象徴的な仕掛けをつくっていくことが必要。
- ・ プレイヤーの拡大に向けた取組みとして、好事例の発信と働きかけ、とあるが、もう少しインセンティブが必要ではないか。企業の社会貢献活動を可視的に評価するなどにより、企業による取組みの継続性へのメリットを生み出す取組みにする必要がある。また、地域通貨の活用や、東近江市の小規模 S I B の取組みなども取り入れても良い。これらにより、住民の主体性が高まるなどの効果が上がっている。
- ・ 「いい雇用」が行われているかの確認、評価についての府としての基準が必要。無理な「総合評価入札」が行われていないか。企業をちゃんと見て、いい意味での監督をしてほしい。特に中間支援組織の役割が重要。行政ではわからない企業の内部もわかって支援できる。こういった中間支援組織の活動により、いい企業がたくさん育っていく環境を作っていけないといけない。

【条例について】

- ・ 優先調達法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は金額設定の根拠が示されていないため、効果が見えにくい。情報公開などの仕組みをうまく活用しながら障がい者の就業促進を進めていく必要がある。
- ・ 「プレイヤーの拡大」に関しては、好事例の発信や働きかけ以上の取組みが必要。条例を制定するのであれば、「プレイヤーの拡大」に係るインセンティブを盛り込んでどうか。例えば、日本財団が支援する四条畷市における若者就労支援の取組みでは、地元建設業界が将来の若者雇用への効果を期待して、積極的に協力してくれるなどの社会的インパクトが生まれている。今の行政施策は入口（条件）で縛るものが多いが、出口（効果）でインセンティブを考えるものがあるのもよい。事業の社会的インパクトを評価すること。その評価のコンポーネント（構成要素）は条例に規定してもよい。
- ・ 条例策定の目的は、行政の無謬化ではなく、絶えず政策を発展させること。いわゆる「フェアトレード」

を進める条例であり、それを改めて府民に示すということ。福祉は行政の専売特許ではないので、受注者と発注者がパートナーシップをもちながら、ともに作り出す契約・入札を条例化し、発信することが大事。

- ・「総合評価入札」による障がい者就労は、定着率が高いことが魅力。そのためには、積算される労務単価の基準が公正である必要がある。障がい者の支援費は、企業の創意工夫により支援スタッフや住宅支援にあてられる。また、予定価格の範囲での委託であるため、府のコスト増にもならない。年1回の審議会で、労務単価の積算根拠、義務ではなくあくまで基準となる単価を議論すべきではないか。公契約条例には反対の人も、労務単価の積算根拠を決めることについては納得するのではないか。提言にはこのことについて重きをおいて記載してほしい。
- ・府庁内で行政の福祉化に対する理解を推進する仕組みを提言の中に盛り込む必要があるのではないか。組織が大きいので、各部でいろんな取組みをされており、横の連携が必要。条例化は20年の取組みの大きな成果となる。今後は、就労以外の部分についても形あるものにしていく仕組みも考えてほしい。